

# 1. 社会的養護関係施設の第三者評価について

## ①厚生労働省通知の主な内容

社会的養護関係施設の第三者評価は、厚生労働省通知  
「**社会的養護関係施設における第三者評価および自己評価の実施について**」  
により行われている。  
(令和7年3月31日付通知の主な内容)

### ○趣旨等

- ・社会的養護関係施設については、子どもが施設を選ぶ仕組みではない措置制度等であり、また、施設長による親権代行等の規定があるほか、被虐待児が増加していること等により、施設運営の質の向上が必要である。このため、第三者評価の受審及び自己評価並びにそれらの結果の公表を義務づけ。

### ○第三者評価及び自己評価の定期的な実施

- ・第三者評価を**3か年度毎に1回以上受審**し、その**結果の公表**、および第三者評価基準の評価項目に沿った、**毎年度の自己評価を義務付け**。

### ○第三者評価基準

- ・第三者評価基準は、3年に1回の第三者評価の受審を義務づけていることを踏まえ、その実施状況をみながら、**概ね3年毎に定期的に見直しを行う**。

## ○第三者評価機関

- ・ 評価機関認証の有効期間は、**3か年度毎の年度末日**まで。
  - ・ 認証の更新時には、3か年度毎に6か所以上の社会的養護関係施設の評価を行うとともに、この**3か年度毎に全国推進組織が行う研修を受講し修了した評価調査者が在籍し**、適切な評価を行うことが要件。
- ⇒◆社会的養護関係施設第三者評価機関の認証期限は3か年ごと（受審期ごと）に設けられている。
- ◆第5期受審期における評価機関の認証期限は**令和10年3月31日**。  
※いつ更新手続きをしても、期限は令和10年3月31日（第5期受審期のみ有効）

### 【参考】

社会的養護関係施設は、平成24年度より、3か年度毎の第三者評価の受審・公表と毎年度の自己評価の実施が義務化された。

第1期受審期 平成24年度～平成26年度

第2期受審期 平成27年度～平成29年度

第3期受審期 平成30年度～令和3年度

※新型コロナウイルスの影響により、第3期受審期を1年間延長

第4期受審期 令和4年度～令和6年度

第5期受審期 令和7年度～令和9年度

## ○評価調査者

- ・ 社会的養護関係施設の評価を行う場合には、**1件の第三者評価に2名以上の評価調査者が一貫して担当**する。いずれの評価調査者も、**直近の社会的養護施設評価調査者養成研修又は継続研修**を受講し、修了していることが望ましいが、**少なくとも1名は**、これを受講し、**修了**している者でなければならない。
- ⇒ 評価調査者は、受審期ごとに有効期間が設けられている。評価調査者は有効期間内に継続研修を受講し、直近の制度動向や評価基準を理解することが望ましい。

## 【直近の研修】

- ・直近の研修では、**第5期受審期で使用する評価基準の解説等**を行う。
- ・第5期受審期における評価は、**少なくとも1名以上が令和7年3月以降に開催する社会的養護関係施設の評価調査者研修を修了した者が担当しなければならない。**⇒該当する直近の研修は以下のとおり。

研修名	開催時期／会場	修了番号	修了証有効期限
令和6年度社会的養護関係施設評価調査者養成研修会	令和7年3月3日(月)～3月6日(木) 全社協会議室	S2024〇〇〇〇	令和10年3月31日
令和6年度社会的養護関係施設評価調査者継続研修会	令和7年3月27日(木)～3月28日(金) 全社協・灘尾ホール	SK2024〇〇〇〇	令和10年3月31日
令和7年度社会的養護関係施設評価調査者継続研修会	令和7年4月15日(火)～4月16日(水) ホテルマイステイズ新大阪コンファレンスセンター	SK2025〇〇〇〇	令和10年3月31日
令和7年度社会的養護関係施設評価調査者養成研修会	令和7年7月13日(日)～7月16日(水) 全社協会議室	S2025〇〇〇〇	令和10年3月31日

◆継続研修会の受講対象は、社会的養護関係施設評価調査者養成研修会の受講（修了）歴があり、かつ、前の受審期（今回の場合は令和4年度から令和6年度）において**1件以上の社会的養護関係施設の評価実績**がある方となるため、継続的に評価調査者として携わっていくためには第5期受審期において1件以上の評価を行うことが必要。

※なお、本会が開催する社会的養護関係施設評価調査者「養成研修」及び「継続研修」の受講・修了をもって、各都道府県の定める「評価調査者養成研修」「評価調査者継続研修」の受講・修了とみなす場合がある。各都道府県の定めにもとづく取扱いとなるため、詳細は都道府県推進組織に確認いただきたい。

## ○利用者調査

- ・利用者調査は必ず実施する（児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設）。
- ・自立援助ホームについては、利用者調査の様式例が示されている。

## ○評価結果の公表

- ・第三者評価機関が評価結果を全国推進組織及び都道府県推進組織に提出し、全国推進組織がその結果を公表する。
- ・社会的養護関係施設の評価結果の公表は、原則として全国共通の公表様式とする。
- ・広く公表されるという視点から、わかりやすい表現、読みやすい分量等に留意する。